



家庭内での火災を早期に感知し、警報音や音声によってお知らせする「住宅用火災警報器」。宇部・山陽小野田消防組合管轄内の設置率は64%(平成29年)で、3割以上の住宅が未設置の状態です。すべての住宅で設置が義務化されていますので、設置しましょう。

■設置場所は？

原則、寝室と寝室がある階の階段上部(1階の階段は除く)に設置することが必要です。また、階数等によっては、その他の箇所にも必要な場合があります。

■寝室に設置する理由は？

近年の住宅火災による死者の発生状況を経過別に見ると「逃げ遅れ」が最も多く、約6割を占めています。時間帯別に見ると「就寝時間帯」が多いことから、寝室に設置することとしています。寝室が2階にある場合は、階段室にも設置することが必要です。

■効果はどのくらいあるの？

消防庁で住宅火災の被害状況を分析したところ、設置している場合は設置していない場合に比べ、死者の発生は約4割減。焼損床面積と損害額は概ね半減という結果でした。

■設置しましょう

お近くのホームセンターや電気店などで購入できますので、設置しましょう。



〈問い合わせ先〉宇部・山陽小野田消防局予防課 (☎ 21-7599)
小野田消防署 (☎ 83-2702) 山陽消防署 (☎ 71-0119)



10月1日から消費税・地方消費税率が引き上げられることに際し、住民税の非課税世帯や子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売します。この商品券が利用できるお店を募集します。

◎応募資格 市内に事業所、店舗を有する事業者

◎利用期間 10月1日(火)~令和2年3月31日(火)

◎商品券概要 1枚500円

※利用が可能な店舗には、取扱店登録証およびステッカーを交付します。

◎取扱店の遵守事項

- 商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止 ◦釣り銭は渡さない
- 公共料金、たばこおよび換金性の高い商品(有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど)との交換は禁止

※使用済み商品券の換金は、市が指定する金融機関で行ってください。

◎申込期限 7月31日(水)

◎申込方法 商工労働課、小野田商工会議所、山陽商工会議所に備え付けの申込書に記入し申込先に提出

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

〈問い合わせ・申込先〉商工労働課 (☎ 82-1150)